

キッチンカー等出店者募集事業概要書

◆目的

この要綱は、茨城県小美玉市小川文化センターアピオス（以下「アピオス」という。）及び茨城県小美玉市四季文化館みの～れ（以下「みの～れ」という。）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）等により飲食の提供することで、利用者の利便性の向上を図るとともに、多世代の利用及び交流の一翼を担うことにより、劇場の魅力向上、利用促進に資することを目的とします。

◆出店場所

キッチンカー等の出店は、小美玉市教育委員会文化芸術課（以下「文化芸術課」という。）及び利用者が実施する催事等の状況を踏まえ、アピオス及びみの～れ周辺の文化芸術課が指定する場所とします。

◆営業日

営業日は、文化芸術課が指定する日とします。ただし、次に掲げる場合には、出店を取りやめていただく場合があります。

- （１）催事等の実施により、出店を認めることが困難と文化芸術課が判断したとき。
- （２）緊急の工事等により、支障があると文化芸術課が認めたとき。
- （３）災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認めたとき。
- （４）文化芸術課が特に必要と認めたとき。
- （５）上記により、出店を取りやめた場合には、別の日に出店が可能な場合には振替えます。ただし、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はいたしません。

◆出店申請

申込者は、文化芸術課が指定する以下各号の書類（以下「出店申込書類等」という。）を出店日の10日前までに文化芸術課が指定する方法で提出してください。文化芸術課は出店申込書類等を確認後、出店を認めた申込者（以下「出店者」という。）とキッチンカー出店等事業実施に関する覚書を締結する。

- （１）申込書
- （２）キッチンカー出店等事業実施に関する覚書
- （３）食品衛生法に基づく営業許可（写し）
- （４）食品衛生責任者証（写し）
- （５）生産物賠償責任保険（PL保険等）証券（写し）
- （６）メニュー等（品目・価格等）

※（１）（２）は、毎回提出が必要です。（３）～（６）については、原則、年度内の初回出店時のみにご提出いただきます。

◆出店時間

キッチンカー等の出店に係る時間は下記のとおりとします。

- （１）準備開始時間8時30分から
- （２）営業時間9時00分から17時まで
- （３）撤収完了時間17時15分まで
- （４）上記以外の営業時間となる場合には、文化芸術課との協議により決定します。

◆出店料

キッチンカー等の出店料は下記のとおりとします。

¥3,000（1日/1台、消費税を含む）

◆出店に必要な基準

食品を販売するにあたり、次に掲げるすべてを満たしていることが必要です。

- （１）食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- （２）食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。
- （３）生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。

◆出店に関する条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 残り汁等の残飯が想定されるもの及び酒類の販売は出来ません。
- (2) 火気を使用する場合には、出店日前までに消防署と協議し必要な届出及び消化器具の設置をしてください。
- (3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。
- (4) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更することはできません。
- (5) 無断で出店を取り止めることはしないでください。なお、出店を取り止める場合には速やかに文化芸術課に報告してください。
- (6) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできません。
- (7) キッチンカーの搬入、搬出は出店者がおこなうこととし、以下のことを遵守してください。
 - ア アピオス及びみの～れの敷地内を移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行（10 km/h以下）してください。
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮してください。
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかにアピオス及びみの～れに届出をしてください。なお、原状回復の経費等については、出店者にご負担いただきます。
- (8) 電気、調理用水および排水タンクなどは、アピオス及びみの～れ内の設備等の使用はできませんので、販売に必要なものは全て出店者で用意してください。
- (9) 出店日は、屋外のゴミ箱を設置し自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り適正に処分してください。なお、排水についても自店にて管理し適正に処分してください。
- (10) 販売中は、キッチンカーのエンジンは停止してください。
- (11) 出店中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはできません。
- (12) お帰りの際には、周辺を清掃するとともに原状回復してください。
- (13) この要綱に記載のない事項であっても、文化芸術課が必要な措置と認めるときは、その指示に従ってください。

◆その他

- (1) 申請に必要な経費については、申請者の負担となります。
- (2) 文化芸術課では販売品目及び価格等の調整はいたしません。

◆お申込み、お問い合わせ

小美玉市教育委員会文化芸術課

茨城県小美玉市小川文化センターアピオス
〒311-3423 茨城県小美玉市小川225
TEL 0299-58-0921 / FAX 0299-58-0923
E-mail apios@city.omitama.ibaraki.jp

茨城県小美玉市四季文化館みの～れ
〒311-3433 茨城県小美玉市部室1069
TEL 0299-48-4466 / FAX 0299-48-4467
E-mail minole@city.omitama.ibaraki.jp